

令和5年8月31日

総務委員会

税務総務課

証明書手数料減額キャンペーンについて

1. 背景

- 令和3年12月1日より、マイナンバーカード普及促進目的で、コンビニ交付と窓口でカード提示による証明書交付手数料を、一律200円割り引くキャンペーンを実施している。
- 令和5年3月末でカードの申請率は80%・交付率は70%を超え、現キャンペーンの目的は達成した。
- コンビニ交付利用率は、令和4年度で約21%とカード交付率に比べ伸び悩んでいる。
- コンビニ交付サービスの操作方法が分からぬとの声が多く寄せられている。
- マイナンバー事務の影響で、区役所窓口が混雑傾向であり、来庁者削減が急務である。

2. 目的

手数料減額により、簡易な証明書をコンビニ交付に誘導することで「行かない窓口」を実現し、区役所窓口の混雑緩和を図る。

3. 内容

- 現在の減額キャンペーンを9月末で終了し、「行かない窓口（コンビニ交付への誘導）」を目的とした新たなキャンペーンを開始する。
- コンビニ交付と「らくらく窓口」（コンビニ交付の操作方法を普及する目的で設置）の交付手数料を一律200円減額する。（窓口でマイナンバーカード提示による交付手数料の割引は廃止）。
- 手数料条例第5条第5項「その他市長が特別の事由があると認めたもの」を適用し手数料の減額を実施する。
- コンビニ交付と目的・サービス内容が重複している日曜日証明書交付サービス及びPRコーナー（地域情報センター内に設置）を廃止する。

対象とする証明書	コンビニ交付 (特例措置)	窓口交付 (条例どおり)
(1)住民票の写し	150円	350円
(2)印鑑登録証明書	150円	350円
(3)戸籍全部(個人)事項証明書	250円	450円
(4)市・県民税所得証明書	150円	350円
(5)市・県民税課税証明書	150円	350円

4. 施行期日

- 令和5年10月1日から当分の間